

堺個審答申第113号
(答申第149号)
令和4年7月6日

堺市長 永藤英機様

堺市個人情報保護審議会
会長 矢口智春



答 申

令和4年6月15日付け堺子企第546号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	「大阪府子ども教育・生活支援事業」に係る個人情報の外部提供について
分類	条例7条1項6号【目的外利用・提供禁止の原則の例外】
担当課	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課
審議日	令和4年6月15日(第198回) 令和4年7月6日(第199回)

審 議 結 果

1 審議会の結論

堺市長が令和4年6月15日付で堺市個人情報保護条例7条1項6号に基づき諮問した「大阪府子ども教育・生活支援事業」に係る個人情報の外部提供については、大阪府が実施する当該支援事業の迅速かつ正確な遂行に必要な不可欠であると認めるので、留意事項に従って個人情報の保護に万全の措置を講じることを条件に承認する。

2 留意事項

- (1) データ持ち出しに当たっては、「ファイル持ち出し手順書」を遵守し、適切に作業を行うこと。
- (2) 記録媒体の運搬に当たっては、盗難・紛失等に最大限の注意を払うこと。